

平成十八年国家公安委員会規則第二十三号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行規則

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和二十七年政令第四百二十九号）第六条の二第一項第二号、第七条第二項、第七条の二第一項、同条第二項第一号及び第三号並びに第九条第一項第四号並びに警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第二百七十号）附則第三項の規定に基づき、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行規則を次のように定める。

（傷病等級に該当する障害）

第一条 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（以下「令」という。）第六条の二第一項第二号の国家公安委員会規則で定める傷病等級に該当する障害は、別表第一に定めるところによる。

（障害等級に該当する障害）

第二条 令第七条第二項の国家公安委員会規則で定める各障害等級に該当する障害は、別表第二に定めるところによる。

第三条 別表第二に定められていない障害であつて、同表に定める各障害等級の障害に相当すると認められるものは、同表に定められている当該障害等級に該当する障害とする。

（介護給付に係る障害）

第三条 令第七条の二第一項の国家公安委員会規則で定める障害は、介護を要する状態の区分に応じ、別表第三に定めるところによる。

第四条 令第七条の二第二項第一号に規定する常時介護を要する程度の障害として国家公安委員会規則で定めるものは、別表第三常時介護を要する状態の項の下欄に定める障害のいずれかとする。

第五条 令第七条の二第二項第三号に規定する隨時介護を要する程度の障害として国家公安委員会規則で定めるものは、別表第三隨時介護を要する状態の項の下欄に定める障害のいずれかとする。

第六条 令第七条の二第二項第三号に規定する障害の状態は、身体若しくは精神に七級以上の障害等級の障害に該当する程度の障害がある状態とする。

附 則

（施行期日等）

第一条 この規則は、公布の日から施行し、平成十八年四月一日から適用する。

（経過措置）

第二条 平成十八年四月一日からこの規則の施行の日の属する月の末日までに給付の事由が生じた障害給付及び遺族給付に係る別表第一の規定の適用については、当該給付の事由が脾臓又は一側の腎臓を失つたものである場合（同表の七級の項第五号に該当する障害があるときを除く。）には、同表の八級の項に相当する障害があるものとする。

第三条 平成十八年四月一日からこの規則の施行の日までに、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令による改正前の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（以下「旧令」という。）の規定に基づいて傷病給付、障害給付、介護給付又は遺族給付を支給された者で改正後の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（以下「新令」という。）及びこの規則の規定による傷病給付、障害給付、介護給付又は遺族給付を受けることとなるものについては、旧令の規定に基づいて支給された傷病給付、障害給付、介護給付又は遺族給付は、それぞれ新令及びこの規則の規定による傷病給付、障害給付、介護給付又は遺族給付の内払とみなす。

附 則（平成二十三年七月一五日国家公安委員会規則第一二号）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

（警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行規則の一一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正後の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行規則（以下この条において「新規則」という。）別表第二の規定は、平成二十二年六月十日以後に給付の事由が生じた障害給付及び遺族給付については、なお従前の例による。

第二条 平成二十二年六月十日からこの規則の施行の日の前日までの間に給付の事由が生じた障害給付及び遺族給付に係る新規則別表第二の規定の適用については、同表の七級の項第十二号中「もの」とあるのは、「もの又は女子の外貌に相当程度の醜状を残すもの」と、同表の九級の項第十六号中「外貌」とあるのは「男子の外貌」とする。

第三条 第二条の規定による改正前の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行規則（以下この項において「旧規則」という。）の規定に基づいて障害給付又は遺族給付を支給された者で新規則の規定による障害給付又は遺族給付を受けることとなるものについては、旧規則の規定に基づいて支給された障害給付又は遺族給付は、それぞれ新規則の規定による障害給付又は遺族給付の内払とみなす。

別表第一（第一条関係）

傷病等級	障害の状態
一級	一 両眼が失明しているもの 二 咀嚼 ^{くしゃく} 及び言語の機能を廢しているもの 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に介護を要するもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に介護を要するもの 五 両上肢をひじ関節以上で失つたもの

十三級				十級
一 一眼の視力が○・六以下になつたもの	二 正面視以外で複視を残すもの	十一 神經系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの	十一 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの	十一 一手の母指又は母指以外の二の手指の用を失したもの
十四 外貌に醜状を残すもの	十五 生殖器に著しい障害を残すもの	十二 一手の母指又は母指以外の三の手指の用を失したもの	十二 足の第一の足指を含み二以上の足指を失つたもの	十二 一手の母指又は母指以外の二の手指の用を失したもの
一 一眼の視力が〇・一以下になつたもの	二 正面視で複視を残すもの	十三 神經系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの	十三 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの	十三 一手の母指又は母指以外の三の手指の用を失したもの
十四 外貌に相当程度の醜状を残すもの	十五 外貌に相当程度の醜状を残すもの	十四 一手の母指を含み二の手指の用を失したもの又は母指以外の三の手指の用を失したもの	十四 足の第一の足指を含み二以上の足指を失つたもの又は第三の足指以下の三の足指を失つたもの	十四 足の第一の足指を含み二以上の足指を失つたもの
一 一眼の視力が〇・一以下になつたもの	二 正面視で複視を残すもの	十五 神經系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの	十五 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの	十五 足の第一の足指を含み二以上の足指を失つたもの
十四 外貌に醜状を残すもの	十五 生殖器に著しい障害を残すもの	十六 咀嚼 ^{くしゃく} 又は言語の機能に障害を残すもの	十六 外貌に相当程度の醜状を残すもの	十六 外貌に相当程度の醜状を残すもの
一 一眼の視力が〇・一以下になつたもの	二 正面視で複視を残すもの	十七 十一級	十七 十一級	十七 十一級
十四 外貌に醜状を残すもの	十五 生殖器に著しい障害を残すもの	十八 十四級	十八 十四級	十八 十四級
一 一眼の視力が〇・一以下になつたもの	二 正面視で複視を残すもの	十九 十一級	十九 十一級	十九 十一級
十四 外貌に醜状を残すもの	十五 生殖器に著しい障害を残すもの	二十 十二級	二十 十二級	二十 十二級
一 一眼の視力が〇・一以下になつたもの	二 正面視で複視を残すもの	二十一 十三級	二十一 十三級	二十一 十三級
十四 外貌に醜状を残すもの	十五 生殖器に著しい障害を残すもの	二十二 十四級	二十二 十四級	二十二 十四級
一 一眼の視力が〇・一以下になつたもの	二 正面視で複視を残すもの	二十三 十五級	二十三 十五級	二十三 十五級
十四 外貌に醜状を残すもの	十五 生殖器に著しい障害を残すもの	二十四 十六級	二十四 十六級	二十四 十六級

